

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和元年11月8日(金)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中0名が欠席)

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 委員の皆さん方、大変お忙しい中に委員会の総会に出席いただきまして、本当にありがとうございます。

11月になりましてから、朝晩が大変冷える時期になりました。健康に十分注意されまして頑張ってくださいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく農地利用集積計画が主な議題となっております。総会の審議がスムーズにいきますようご協力をよろしく願いしまして、開催といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会議題3の議事録署名者、書記を指名いたします。本日の議事録署名者には18番の西田廣行委員と19番の緒方一臣委員を、書記に事務局の井勇人主任主事を指名いたします。よろしく願いします。

 本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで、全件6件でございます。よろしく願いします。

 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、15件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

 それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

 7番委員、橋本です。

 1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

 1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、カーネーションを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

 2番は、独立就農のための親子間の使用貸借権設定の申請です。借り人は申請地にソラマメ、ニンニク、ネギを作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画などを聞き取りいただきましたが、何ら問題ないことを確認しております。

 以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

9 番 田上泰則委員

9 番委員、田上です。

3 番から 5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

4 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

5 番は、使用貸借権設定により後継者に経営を委譲し、新規就農をする申請です。借人は許可後、水稻を作付される計画です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りました。聞き取りいたしました営農計画等については、何ら問題がないことを確認いたしました。

以上 3 件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、3 番から 5 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6 番。

1 4 番 木下三智也委員

1 4 番委員、木下です。

6 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6 番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上 1 件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人の法人は畜産物加工販売をされており、許可後は牧草を植える計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

8番から9番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張のための所有権を移転される申請です。譲受人は水稻をつくられる兼業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

9番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人はスイカやナスをつくられる専業農家で、許可後は大根をつくられる計画です。

以上2件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、8番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、10番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

10番から15番についての説明をいたしたいと思います。

10番と11番は関連で、申請は子へ贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻、スイカを生産する兼業農家で、許可後は水稻、スイカを作付する予定であります。

12番、13番は関連で、耕作の便宜上交換をするための所有権移転の申請であります。12番の譲受人は野菜を生産する兼業農家で、許可後は柿とブルーベリーを作付する予定であります。13番の譲受人は野菜を生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付する予定であります。

14番は、甥への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人はスイカ、ネギを生産する専業農家で、許可後はネギを作付する予定であります。

15番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請であります。譲受人は水稻とスイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付する計画であります。

以上6件について、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認をいたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、10番から15番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、申請人が貸駐車場として利用するための貸与申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、300m以内に高速道路の出入り口がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、普通車65台分の貸駐車場を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等の必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれのないものと判断されます。工期は令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、39件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、電気工事業などを営む法人が、賃借権を設定し駐車場及び資材置場へ転用するための申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、5台分の普通車駐車場、3台分のトラック駐車場及び信号機用の支柱などの資材置場を整備される計

画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年2月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

2番は、不動産賃貸業などを営む法人が、所有権移転により貸駐車場へ転用するための申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える第3種農地と、10ha未満の小集団の生産力の低い第2種農地が混在する区域と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、中・大型車及び特殊車両20台分程度の貸駐車場を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

3番から6番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番から6番は関連で、不動産業を営む法人が、所有権移転により建売住宅への転用をするための申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える第3種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目を含めた総事業面積7,276.17㎡に建売住宅21棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。

いものと判断されます。工期は令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上4件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、3番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、3番から6番の関連案件については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きます、7番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

7番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積242㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は許可後、速やかに着工され、令和2年10月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

8番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申

請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がり
のない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されてお
ります。土地利用計画は、転用面積247㎡に個人住宅、木造2階建
て1棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断
されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問
題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区
域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されてお
ります。工事期間は許可後、速やかに着工され、令和2年11月30日
までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認い
たしております。

9番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申
請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農
地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今
回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該
当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用
計画は、転用面積498㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟及び公衆用
道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計
画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開
発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導
課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに
着工され、令和2年8月20日までを予定されており、許可後は目的
どおり転用されることを確認いたしております。

10番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申
請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がり
のない農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されてお
ります。土地利用計画は、転用面積463㎡に個人住宅、木造平屋建
て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金
計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。
開発許可は必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導
課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は許可後、速やかに着
工され、令和2年5月31日までを予定されており、許可後は目的ど
おり転用されることを確認いたしております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般
基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、
今回の申請は妥当なものとして判断いたしました。ご審議方、よろし
くお願いいたします。

議長 　　ただいま、7番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

11番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番から14番は関連で、倉庫業を営む法人が、賃貸借権設定による駐車場及び資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、既存施設の6,795㎡に対し、転用面積1,637㎡で、既存施設の拡張に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に作業用トラック25台分の駐車場及び作業用パレットなどを置く資材置場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和元年12月1日から令和2年2月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む496.99㎡に木造2階建て住宅1棟及び公衆用道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前審査済みとのこと。工事計画は、令和元年12月1日から令和2年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。ただし、許可を得ないで倉庫として一部利用してきたことに対し、始末書の提出がっております。

16番から19番は関連で、不動産業を営む法人が、所有権移転に

よる建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積3,493㎡に建売住宅12棟、敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和2年2月1日から令和3年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、11番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、16番から19番の関連案件については、転用面積が3,000㎡を超えていますので、許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、20番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

20番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

20番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積356.64㎡に木造2階建て個人住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要とな

りますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議回答済みとのことです。工事計画は、令和元年12月1日から令和2年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

18番 西田廣行委員

18番委員、西田です。

21番から23番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

21番は、使用权、貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積500㎡の申請地に木造2階建て1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、令和元年12月1日から令和2年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は、宅地建物取引業を営む法人が、農地を所有権移転し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積613㎡で木造2階建て3棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接地農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工期期間は、令和元年12月20日から令和

2年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、所有権移転による太陽光発電設備設置への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画の法人は太陽光発電システムの販売を営む法人で、太陽光パネル350枚、49.5kWの発電設備を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、九州電力からの工事負担金請求の写し、申請地に対する権利者からの同意書の提出もされております。工事期間は、令和元年12月10日から令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに許可申請基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、21番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、23番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、24番。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

24番から38番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、太陽エネルギー発電事業等を営む法人が、賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル320枚、発電量87.36kWで配置図面などにより、転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われます。代替

地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年12月1日から令和2年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、太陽エネルギー発電事業等を営む法人が、賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル360枚、発電量98.28kWで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年12月1日から令和2年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、太陽エネルギー発電事業等を営む法人が、賃貸借による権利を設定し、太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル360枚、発電量98.28kWで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年12月1日から令和2年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

議長 　　ただいま、24番から26番まで地元委員のご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番ですが、申請人が、議席番号13番の西川委員ご本人になっております。よって、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与することができません。西川委員には27番の審議終了まで議場から退出いただきます。西川委員、よろ

しくをお願いします。

(西川委員 退室)

16番 堀恭子委員

27番から30番は関連です。土木事業を営む個人が、所有権を移転し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、砂や山砂及び砕石、コンクリート製品等で、のり面は芝を張られる予定です。転用面積としては適正な面積で、土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われま。事業計画、資金証明等の添付文書もそろっており、工事期間は、令和2年1月10日から令和5年1月10日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

議 長 ただいま、27番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、西川委員の入室をお願いします。

(西川委員 入室)

議 長 続きまして、31番。

16番 堀恭子委員

31番は、土木工事等を営む法人が、賃貸借を設定し駐車場及び資材置場へ一時転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと思われま。土地利用計画は、工事のための重機侵入路、駐車場25台及び資材・機材の仮設スペースで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われま。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。一時転用期間は、許可日から令和3年1月31日を予定されております。なお、工事完了後は速やかに農地へ

復元するとの計画を確認しております。

32番は、土木工事などを営む法人が、賃貸借による権利を設定し駐車場及び資材置場へ一時転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地で農振農用地区域内の農地となっています。農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと思われま。土地利用計画は、工事のための重機侵入路、駐車場20台及び資材・機材の仮設スペースで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま。熊本市から事業完了後農地に復元することを要件とし、一時転用については支障がない旨の意見書を添付しております。事業計画、資金証明等の添付書類もそろっております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。一時転用期間は、許可日から令和3年7月31日までを予定されております。なお、工事完了後は速やかに農地に復元するとの計画を確認しております。

33番は、土木工事業を営む法人が、所有権を移転し資材置場、車両置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、樹木伐採に伴う重機等の資材置場で、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われま。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、許可日から令和3年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

34番から36番は関連です。土木工事業を営む法人が、所有権移転及び使用貸借権を設定し廃土置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、土木関連事業によって発生する土砂の廃土置き場として利用する計画で、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除などの心配はないと思われま。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、許可日から令和3年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。他法ほか、法令については関係各課と調整、協議済みです。

37番は、太陽光発電システム事業等を営む法人が、所有権を移転し太陽光発電設備設置へ転用する申請です。農地区分は、10ha未

満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目含む総事業面積4,179.54㎡のうち、農地面積1,080㎡で、太陽光発電パネル1,344枚、発電量403.2kWで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明、経済産業省の認定書、九電の負担金のお知らせ等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年12月1日から令和2年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

38番は、土木建築等を営む法人が、所有権を移転し資材置場、車両置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、重機やコンクリート二次製品、L型擁壁、側溝等部品等の資材置場で、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明等の添付書類もそろっております。工事期間は、令和元年12月1日から令和2年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上15件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 31番から38番まで、ただいま報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、39番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

39番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請は、土地建物の測量設計と不動産の仲介、あっせん、販売など

を行う法人が、貸し駐車場建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。申請人は、宅地化が進み、学校や病院などが近く幹線道路にアクセスできる当地に建売住宅を建設しますが、その住民を主な対象とする貸し駐車場を建設する計画です。土地利用計画は、6台分の駐車スペースを建設するものです。配置図などから転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、融資証明などもそろっております。工事は、令和2年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地条件、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、39番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（8号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細18ページの1番から23ページの13番までの13件で、1番から6番までが公社からの売り渡し、7番から12番までが公社による買い取り、13番が相対による売買です。面積は13件合わせまして、田3万1,316㎡、畑1万3,927㎡の、合計4万5,243㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細23ページの14番から29ページの31番までの18件で、契約期間別では、6年未満が14件、10年以上が4件で、面積は、18件合わせまして、田6万3,

791㎡、畑7,912㎡の、合計7万1,703㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は畑作物、露地野菜、果樹、水稻、施設野菜、大豆です。

次に、再設定分です。明細30ページの32番から44ページの73番までの42件で、契約期間別では、6年未満が30件、6年以上10年未満が2件、10年以上が10件で、面積は、42件合わせまして、田11万3,896㎡、畑2万7,589㎡の、合計14万1,485㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は飼料作物、水稻、施設野菜です。

続きまして、第5号議案です。

45ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細46ページの1番から59ページの21番までの21件で、契約期間別では、6年未満が12件、6年以上10年未満が1件、10年以上が8件で、面積は、21件合わせまして、田12万501㎡、畑1,900㎡の、合計12万2,401㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。
続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

7 番 橋本春利委員

7 番委員、橋本です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、モモ、ミカンを栽培されている農家で、対象農地 2 筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きます、2 番。

16 番 堀恭子委員

16 番委員、堀です。

2 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の願い出です。願出人は、サカキや露地野菜等を栽培されている兼業農家で、対象農地 1 筆については、農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認いたしました。先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、報告事項。

事務局 議案別冊、次ページのカラーページをごらんください。1番から11番までの、合計119件となっております。件数のみ報告します。以上です。

議長 次に、次第6、その他ですが、何かございませんか。
その他で何もございませんので、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時00分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年 11 月 8 日

議 長 森 日出輝

署名委員 西田 廣行

署名委員 緒方 一臣

書 記 井 勇人